

回路とシステムワークショップ奨励賞 選定規程

回路とシステムワークショップ実行委員会

2010年12月15日制定

(回路とシステムワークショップ奨励賞)

第1条 回路とシステムワークショップ奨励賞(以下、奨励賞と呼ぶ)は、回路とシステムワークショップ(以下、ワークショップと呼ぶ)で扱われる学問、技術の奨励のため有為と認められる新進の科学者または技術者に贈呈する。

第2条 奨励賞を受ける者は、ワークショップにおいて優秀な論文を発表したもので、つぎの各号に該当する者から選定する。

イ. ワークショップ開催年の4月1日時点で満35歳以下の者。

ロ. 最終論文原稿提出の際、講演者として登録しかつ講演を行った者であること。

ハ. 過去、回路とシステムワークショップ、または、その前身となるワークショップにおいて賞を受けた者でないこと。

第3条 第2条の選定は、ワークショップ終了後速やかに行う。

第4条 選定者数は、各分科会から1名程度とする。

第5条 奨励賞は、賞状および副賞(1名につき賞金(金券を含む)10,000円)とする。

(奨励賞選定委員会)

第6条 奨励賞受賞者の選定は、ワークショップ終了後直ちに設置される奨励賞選定委員会において行われる。

第7条 奨励賞選定委員会の委員長は、ワークショップ実行委員会委員長とする。委員長は、委員会の会務を総理する。

第8条 奨励賞選定委員会は、前条の委員長、実行委員会副委員長、幹事、分科会代表をもって組織する。

第9条 奨励賞選定委員会は、奨励賞受賞候補者を論文内容、発表内容を考慮したうえで選定する。分科会代表は、発表内容に関して、各分科会委員の意見を参考にする。

第10条 委員長は、奨励賞選定委員会において選定された奨励賞受賞候補者をワークショップ実行委員会に推薦する。

第11条 委員会は、ワークショップ実行委員会において奨励賞受賞者が承認された時をもって解散する。

以上